

ストーカー被害見舞金規則

(総則)

第1条 全国大学生協共済生活協同組合連合会（以下「この会」といいます。）は、生命共済契約の被共済者がストーカー行為の対象とされた場合、それによる被害の拡大を防ぐため支援することを目的とし、この規則によりストーカー被害見舞金（以下「見舞金」といいます。）を支払う事業を実施します。

(対象とする被共済者)

第2条 この規則において被共済者とは、短期生命共済事業規約（以下「規約」といいます。）の適用を受ける生命共済契約（以下「共済契約」といいます。）の被共済者（以下「被共済者」といいます。）とします。

(ストーカー行為の定義)

第3条 この規則においてストーカー行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいいます。

(1) 次の①から③のすべてに該当する行為

- ① 恋愛感情やそれが満たされないことに対する怨嗟の感情またはこれらに類する感情に基づくつきまとい、監視、押しかけ、粗暴な行動・言動、無言電話、その他不安、不愉快にさせる行為であること
- ② これらの行為が繰り返し行われること
- ③ これらの行為が被共済者またはその親族等被共済者と身近な関係にある者に行われること

(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年5月24日法律第81号）に定める行為（前号に該当する行為を除きます。）

(見舞金受取人)

第4条 この規則による見舞金受取人は、共済契約の契約者（以下「契約者」といいます。）とします。

2. 前項にかかわらず、被共済者が死亡している場合は、見舞金を請求することはできません。
3. 契約者が死亡している場合は、被共済者を見舞金受取人とします。
4. 契約者または被共済者以外の者は、見舞金受取人となることはできません。

(ストーカー被害見舞金)

第5条 この会は、被共済者が、日本国内において、次のストーカー行為の対象とされ、共済契約の共済期間中に警察にその旨の届出をした場合には、ストーカー被害見舞金額を見舞金として支払います。

(1) 初めての共済契約（規約に定める契約の継続の規定によらない共済契約を含みます。

以下「新規契約」といいます。）申込日後に受けたストーカー行為であること

(2) そのストーカー行為への対策として防犯対策等の対応を行い費用の支出をしていること

2. 被共済者が複数の者からストーカー行為を受けた場合または同一の者から一連のストーカー行為を複数回受けた場合でそれらについて警察への届出を複数回行っても、見舞金の支払いは共済期間を通じて1回限りとします

(ストーカー被害見舞金額)

第6条 前条のストーカー被害見舞金額は、被共済者1名に付き5万円とします。

(見舞金を支払わない場合)

第7条 この会は、次の各号のいずれかの原因によってストーカー行為を受けた場合には、見舞金を支払いません。

(1) 契約者、被共済者の故意

(2) 被共済者によるストーカー行為の指示、そそのかし、助け、容認

(3) 被共済者の過度の暴力や脅迫、重大な侮辱等によるストーカー行為の誘発

2. この会は、新規契約の申込日以前に警察に届出をしたストーカー行為と一連のストーカー行為については、共済期間中に警察に届出をしても見舞金は支払いません。ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日以後に警察に届出をした場合は、申込日後に新たに行われたストーカー行為についての新たな届出とみなして第5条（ストーカー被害見舞金）を適用します。

(見舞金の積立)

第8条 見舞金の支払いを目的として、当該事業年度の短期生命共済事業の剩余金から、ストーカー被害見舞金積立金として、積立総額が2,000万円に達するまで積み立てるものとします。

(積立金の金額を超える支払の場合)

第9条 支払う予定の見舞金の総額と、当該事業年度に既に支払った見舞金との累計金額がストーカー被害見舞金積立金の金額を超える場合は、理事会の決議を経て、見舞金の分割払い、支払の延期または削減をすることができるものとします。

(請求手続期間)

第10条 見舞金受取人は、見舞金の請求手続きを、その支払事由が発生した日の翌日から起算して3年間の間に行わなければなりません。この期間内に請求が行われない場合は、この会は、見舞金を支払いません。

(規則の改廃)

第11条 この会は、理事会の決議によりこの規則の改廃をします。

附則

(2018年(平成30年)7月13日制定)

1. この規則は、2019年4月1日から施行します。
2. 2019年4月1日に継続した共済契約およびその契約を継続した共済契約については、2019年4月1日の共済契約を新規契約とみなし、この規則を適用します。
3. 2019年4月1日が共済期間の中途である共済契約およびその契約を継続した契約については、2019年4月1日が共済期間の中途である共済契約をその4月1日に申し込まれた同日発効の新規契約とみなし、この規則を適用します。